

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した 被保険者等に係る国民健康保険税の減免について

【減免の対象となる世帯 及び 減免額】

- ① 新型コロナウイルス感染症により、世帯主が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯 ⇒ 保険税を全額免除
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の収入減少が見込まれる世帯 ⇒ 保険税を全額 または 一部免除

【②該当世帯の具体的要件】 次の要件全てに該当

- i **世帯主**の給与収入、事業収入、不動産収入または山林収入（以下「事業収入等」といいます。）のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する**見込み**であること
- ii **世帯主**の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
- iii **世帯主**の「減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得」の合計額が、400万円以下であること

【減免額の算出方法】

減免対象税額 (A×B/C) に 減免割合 (D) をかけた金額

※1

※2

※1 減免対象税額(A×B/C)

- A: 世帯の保険税額
B: **世帯主**の「減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額」
C: **世帯主**及び世帯の被保険者全員の「前年の合計所得金額」

※2 世帯主の前年の合計所得金額に応じた減免割合 : D

300万円以下であるとき	10分の10
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

【減免の対象となる保険税】

- ・令和3年4月1日から令和4年3月31日までに納期限が設定されている国民健康保険税
- ・令和2年度相当分の国民健康保険税であって、令和2年度末に資格を取得したこと等により令和3年4月以後に普通徴収の納期限が到来するもの（注）

（注）被保険者の失念等により資格取得の届け出が相当期間されなかった場合等、被保険者の責めに帰する事由がある場合は、対象となりません。